

事業者のみなさんへ

多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

第一種施設



- ・学校・児童福祉施設
- ・病院・診療所
- ・行政機関の庁舎等

2019年7月1日から「**敷地内禁煙**」です。

※利用者が通常立ち入らない屋外の場所に喫煙所(特定屋外喫煙場所)を設置することもできます。

第二種施設



- ・事務所・工場
- ・ホテル・旅館
- ・旅客運送船舶・鉄道
- ・その他全ての施設

2020年4月1日から「**原則屋内禁煙**」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置することもできます。
喫煙室は、**省令の基準を満たす必要があります。**

屋内禁煙



喫煙専用室設置

喫煙のみ可。飲食等不可。



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

加熱式たばこに限定。飲食なども可。



飲食店



経過措置として選択可



喫煙エリアには、**従業員も含めて、20歳未満の者**を立ち入らせることはできません。

施設と喫煙室には標識掲示が義務付けになるダーク！

既存の飲食店についての経過措置

飲食店は、次の3つの項目が**すべて「はい」**の場合、経過措置として喫煙可能室を設置することができます。

- ① 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- ② 資本金又は出資の総額5,000万円以下ですか？
- ③ 客席面積は100㎡以下ですか？

喫煙可能室設置

店内での喫煙可。飲食等も可。



県への届出をお願いします！



第二種施設内で喫煙を可能にするためには・・・

- ・省令で定める基準を満たした喫煙室の設置が必要です。
- ・喫煙室を設置した施設は、指定された標識の掲示が義務付けられます。
- ・20歳未満の者は、たとえ従業員であっても、喫煙可能な場所に立ち入ることはできません。
- ・喫煙禁止場所に喫煙器具や設備等を設置してはいけません。

※その他にも様々なルールの遵守が必要になります。

義務違反時は、**指導・勧告・命令等のほか、罰則の対象となります！**

事業者のみなさまへの財政・税制支援等

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。詳しくは、愛媛労働局健康安全課(電話089-935-5204)へお問い合わせください。あわせて、厚生労働省のホームページもご覧ください。

【税制措置】特別償却又は税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用が認められます。

お問い合わせ先

○四国中央保健所保健課

電話 0896-23-3360

○西条保健所健康増進課

電話 0897-56-1300 (内線 318)

○今治保健所健康増進課

電話 0898-23-2500

○中予保健所健康増進課

電話 089-941-1111 (内線 259)

○松山市保健所 健康づくり推進課

電話 089-911-1855

○八幡浜保健所健康増進課

電話 0894-22-0600

○宇和島保健所健康増進課

電話 0895-28-6107

○愛媛県健康増進課健康政策グループ

電話 089-912-2401

○受動喫煙対策に係るコールセンター 電話03-5539-0303 (受付時間9:30~18:15 土日・祝日は除く)